

平成 29 年 2 月 13 日

お客さま各位

株式会社名古屋銀行

キャッシュカード振込の一部利用制限について (還付金詐欺・振り込め詐欺被害防止)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

昨今、全国的に還付金詐欺・振り込め詐欺の被害が多発しております。特に、愛知県内では、キャッシュカードによる振込に不慣れな高齢の方を A T M に誘導して「お金が戻る手続き」と称し、預金を振り込ませる「還付金詐欺」の被害が多発しております。

当行では、こうした被害を防止するため、下記のとおり、キャッシュカードによる A T M での振込を一部制限させていただくことといたしました。

ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 制限の内容

次のお客さまは、キャッシュカードの振込機能を停止させていただきますので、キャッシュカードによる A T M での振込取引がお取扱いできなくなります。

※キャッシュカードによるお預入れやお引出しは従来通りご利用いただけます。
お振込については、本・支店の窓口、個人インターネットバンキングサービスをご利用ください。

2. 対象となるお客さま

70 歳以上のお客さまで、過去 3 年間 A T M での当行キャッシュカードによる振込のご利用がないお客さま

※対象とならないお客さまでも、キャッシュカードの振込機能の停止をご希望される方は、本・支店の窓口へご相談ください。

3. 開始時期

平成 29 年 4 月 3 日 (月)

4. その他

対象となるお客さまでキャッシュカードによる A T M での振込取引をご希望される場合は、本・支店の窓口でお申し出ください。

以 上